

東京弁護士会「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」要約

第1 本意見書の目的

本意見書は、多様な性的指向及び性自認が個人の尊厳に基づき等しく尊重される社会を実現すべく、日本国内で同性との婚姻を望む者について、異性との婚姻と同様の婚姻をすることができるよう民法改正を求めるものである。

第2 本意見書の趣旨

国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである。

第3 本意見書の理由

1 はじめに

同性愛は、性的指向（恋愛感情や性的関心を含んだ好きになる性）が、自らの性自認（性同一性）と同じ性に向くことを言う。概ね人口の5%程度は同性愛を含んだセクシュアル・マイノリティと言われている。

2 同性婚の婚姻の届出が受理されない現状

現在、日本の法令上は同性婚が認められていない。しかし、実際には、女性と女性、男性と男性で一緒に生活している人や婚姻したいと思っている人たちがいる。そのような人たちも、互いに愛し合い、共に時間を過ごし、楽しい時もあり、苦しい時もあり、そして別れもありうる点において、異性と婚姻している人たちと何らの変わりもない。それにもかかわらず、法的に婚姻できない関係と位置付けられてしまっている。そして、実際に、各種の重大な不利益も生じている。

3 憲法上、同性婚は認められるべきである

(1) 憲法13条の幸福追求権（婚姻の自由）

憲法13条は、生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利を保障しており、その一つとして自己に関する事柄について、公権力の干渉を受けることなく、自ら決定することのできる権利（自己決定権）を保障している。家族の維持形成に関わる事柄については、個人の世代を追って文化や価値を伝えていくという側面ばかりではなく、個人の自己実現、自己表現という人格的な価値を有するが故に、その自己決定の権利が保障されている。とくに婚姻は家族の維持形成において中心的な事柄であるから、憲法13条によってその自己決定の自由、すなわち婚姻の自由が保障されている。

婚姻の自由は、異性と婚姻できる自由にとどまらず、相手方の性別に関わりなく婚姻する自由を含むものと考えられる。

(2) 憲法14条の平等原則

現在、性的指向が異性に向く場合はその選択した者と法的に婚姻できるのに対して、性的指向が同性に向く場合はその選択した者と法的に婚姻できないという異なる取り扱いがなされている。

平等原則の適応において、問題となる異なる取り扱いの根拠とされている区分が人種、信条、性別、社会的身分または門地といったものであるときには、それらの区分は歴史的に強固な差別の根拠とされてきたものであり、また、それらの区分は本人の意思によっては左右できないため、それらの区分を理由として異なる取り扱いをすることは、特別の強い正当化事由がないかぎり禁止される。同様に、性的指向を理由とする差別は日本においても歴史的に強固であったし、性的指向は本人の意思によっては左右することができないため、性的指向により異なる取り扱いをすることは、特別の強い正当化事由がない限り禁止されるべきである。

この点、歴史的に婚姻は概ね異性間に認められてきたものであり、同性との婚姻は認められるべきではないという議論もある。しかし、そもそも婚姻という制度自体の内容は歴史的に変わってきた。日本国憲法は、制定時には当時存在した婚姻の制度について変更を求めており、婚姻という制度は歴史的に変わりうる。仮に婚姻が異性間において認められてきたとしても、人権とは人が生まれながらに享有する権利であって、歴史的にそのように考えられてきたということだけで正当な人権制約事由とすることは困難である。

また、異性との婚姻は認めるが同性との婚姻は認めないのは、安定した環境における子どもの養育を目的とするため、異なる取り扱いとして許されるとの見解もありうる。しかし、異性との婚姻であっても年齢や身体的状況により配偶者間での生殖可能性のない場合も婚姻はできる。同性同士であっても、そのひとりが過去の婚姻時に出生した子、第三者提供の精子によって妊娠出産した子、あるいはそのひとりが養子縁組した子などを共に育てていることがしばしばある。

したがって、異性との婚姻は認めるが同性との婚姻を認めないという取り扱いに合理性はなく、平等原則に照らして許されない。

(3) 憲法 24 条の解釈

憲法 24 条は、家族生活における個人の尊重と法の下での平等の徹底をはかる趣旨のものである。同条 1 項は、旧民法が婚姻をなすのに他者の同意を必要とする場合があったことから、婚姻が当事者の自由な意思にのみ基づいて成立するものであることを定めたものである。同条 2 項は、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地から国会の立法裁量の幅に相応の限定を加えたものである。

憲法 24 条は同性婚を禁止するものではない。むしろ、法律が同性との婚姻を認めないことにより 24 条 2 項の「個人の尊厳と両性の本質的平等」が損なわれていると解される場合には、24 条 2 項の趣旨にしたがい、法改正によって、同性との婚姻を認めるべきことになる。

4 国際社会の動向、及び国内の状況に照らし、同性婚は認められるべきである

(1) 国際社会の動向

世界において、ヨーロッパ16か国、南北アメリカ大陸8か国、オセアニア2か国、アフリカ1か国、アジア1国の合計28か国において、同性婚が認められている。

国連人権理事会の決議に基づく国連人権高等弁務官の2015年の報告書では、同性のカップルとその子どもに法的な承認を与え、伝統的に婚姻しているパートナーに与えられてきた便益（年金、税金、財産承継を含む。）を差別なく与えることが勧告されている。

(2) 国内の動向

現在、地方自治体において、直接の法的効果は無くともパートナーシップ宣誓等の同性の当事者等のパートナーとしての関係を認める何らかの制度を導入することが、2021年1月1日現在、全国の70を超える地方自治体（日本の人口のおよそ3分の1）で行われている。遅くとも2015年以降の各種世論調査では同性婚に賛成する意見が反対する意見を上回るようになっている。

5 同性婚が認められないことによる重大な不利益

同性婚が認められないことにより、相続、子どもの養育監護、DV被害者の保護、入国許可や在留資格の変更等の場面で、同性カップルは見過ごすことができない重大な不利益を被っている。

6 自治体の同性パートナーシップ制度について

同性パートナーシップ制度は、公的に関係を認めるものであり、積極的な役割を果たしてきたものではあるが、親族法上の効果はないから、国家の制度としての同性婚を認めるべき必要性を軽減させるものではない。

7 まとめ

以上の通り、同性婚は憲法上認められるべきであるし、国際情勢及び国内の情勢に照らしても認められるべきである。しかし、現在の日本では認められておらず、そのために同性カップルは多大な不利益を被っている。

このような人権侵害の状況を是正すべく、法令上異性との婚姻のみならず同性との婚姻をも可能とするように民法及び関連する法律政令等の改正を速やかに行うべきである。

以上